

事務監査請求の公表

五月十日、丸茂重造氏、鈴木全也氏から日光市の事務監査請求が出されましたが、このほどその監査が終わりまりましたので、結果をつぎのとおり公表します。

昭和三十三年の日光国体運営費残金の管理および使用について

昭和三十二年一月二十四日

日光市において開催された第一二回国体冬季スケート大会は栃木県委員会が設置され運営実施されたのです。また、いっぽう協賛会が設けられ国体実施に対し側面的に協力がなされたのです。したがって国体は栃木県委員会会計と協賛会会計の二つで運営されたのです。

さて、栃木県委員会と協賛会との事務の性格ですが、都道府県や市町村のような、いわゆる地方公共団体が行なう事務とはまったく異質のものなのです。したがって、これらの団体の事務を日光市の監査委員が監査することは、地方自治法第十九九条に規定されているとおり、職務権限外のことですので、監査は行なわれませんでした。

東京都内に建設した砂防会館の出資金一、八〇〇万円の利子の管理と使用について

砂防会館建設に伴なう出資金利子の問題については後述のとおりですが、監査請求の内容にある出資金一、八〇〇万円云々の件はいずれを根拠としたかは不明であり、調査の結果その事実はまったく認められません。

日光市長はこれに基づき、県内関係市町村に出資を要請したのですが、当時、出資の期限がせまっていたため、所要金額は一括して栃木県恩給組合から日歩三銭の割で借り入れして出資したのです。その後、日光市は県内市町村に出資を交渉し、逐次出資の申し込みを受け付けているのです。県内各市町村が負担した出資金はつぎのとおり。

- 宇都宮市五万円、日光市七五万円、大田原市五万円、今市一五万円、足利市五万円、鹿沼市一〇万円、足尾町二四万円、粟野町五万円、塩原町六〇万円、栗山村三三万円、藤原町五万円、塩谷村三〇万円、鳥山町一三万円、馬頭町一三万円、那須町二二万円、黒磯町三五万円、田沼町一四万円、葛生町五万円、合計三七四万円。

各町村が出資した金額は以上のとおりですが、出資については、出資の日から償還の日まで日歩三銭の割で利子が支払われたのです。したがって、出資当初の利子は全額日光市の収入となり、各市町村が申込出資にしたがって日光市が収入した利子はしだいにへり、昭和三十五年以後は日光市の出資金七五万円のみ利子となってきたのです。

年度	入		支出		差引残高	備考
	出資金に対する利子	足銀預金利子	借入れに対する利子	差引残高		
年	円	円	円	円	円	31.12~32.3までの期間の利息
32	85,680					
33	287,421		169,840			
34	210,816	9,624	169,620			
35	83,760		18,660			
計	667,677	9,624	358,120		319,181	

なお、砂防会館の事務は、いっさい日光市が担当し、金銭の出納については足銀日光支店の通帳をもって元収入役小西陸三氏の手もとに保管していたのです。次期収入役小杉三男氏に引き継がれるまでの経理状況はつぎのとおり。

昭和三十八年四月十一日まで
昭和三十九年五月九日以後、昭和三十八年四月十一日まで
昭和三十九年五月九日以後、昭和三十八年四月十一日まで

36年	八万二、二二五円	五万八、一九四円
37年	八万二、二二五円	五万八、〇三五円
38年	一万九、八〇〇円	五万八、〇三五円
合計	四一、四一六、三四九円	五万八、〇三五円

昭和三十九年五月九日以後、昭和三十八年四月十一日まで
昭和三十九年五月九日以後、昭和三十八年四月十一日まで

足銀を除く銀行、信用金庫、その他金融機関に預金した公金および外郭事務取扱団体の預金の元金および利子の出納について

昭和三十九年五月九日以後、昭和三十八年四月十一日まで
昭和三十九年五月九日以後、昭和三十八年四月十一日まで
昭和三十九年五月九日以後、昭和三十八年四月十一日まで

31年	三六万四、〇八九円	三六万四、〇八九円
32年	四三万八、四〇五円	四三万八、四〇五円
33年	六万七、五七二円	六万七、五七二円
34年	四万九、三〇七円	四万九、三〇七円
35年	二二万六、七四七円	二二万六、七四七円
36年	二〇三万〇、五五〇円	二〇三万〇、五五〇円
37年	二〇五万九、三二一円	二〇五万九、三二一円
38年	九万七、〇六二円	九万七、〇六二円
合計	八三〇万七、〇四三円	八三〇万七、〇四三円

昭和三十九年五月九日以後、昭和三十八年四月十一日まで
昭和三十九年五月九日以後、昭和三十八年四月十一日まで